

県産米の放射性物質調査の概要

平成23年9月

秋田県農林水産部

1 調査の仕組み

県独自の「収穫前調査（安全確認調査）」と、国の放射性物質調査における「収穫後調査（本調査）」の2段階調査を県が実施する。

なお、「収穫後調査（本調査）」の結果が判明するまでは、市町村毎に出荷・販売の自粛を要請する。

(1) 収穫前調査（安全確認調査）

- ・ 目的

収穫前に県産米の安全性をいち早く確認するため調査する

- ・ 対象箇所数

県内3カ所（県北、中央、県南ブロック単位に1カ所ずつ）

- ・ 調査時期

収穫の約1週間前

(2) 収穫後調査（本調査）

- ・ 目的

収穫後に放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判定する

- ・ 対象箇所数

県内69カ所（旧市町村単位）

- ・ 調査時期

収穫、乾燥・調製の直後（旧市町村単位に各1点検査）

※調査の結果、放射性セシウム200ベクレル/kgを超えた場合は、さらに地点数を増やして重点的に調査を実施する（国の調査の仕組みに準じる）。

2 検体の採取スケジュール

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 収穫前調査（安全確認調査） | 9月上旬 |
| (2) 収穫後調査（本調査） | 9月中～下旬 |

3 調査手法

(1) 収穫前調査（安全確認調査）

- ・ 対象：県奨励品種のうるち玄米（分析用として3kg相当）

- ・ 採取：一圃場の5地点から稲株を刈り取り、県農業試験場で乾燥・調製等を行った玄米とする

(2) 収穫後調査（本調査）

- ・ 対象：県奨励品種のうるち玄米（分析用として3kg相当）

- ・ 採取：生産者の農舎等において、乾燥・調製後の袋詰め前の玄米とする

4 関係者の役割分担・連携体制

(1) 県

- ・ 調査の周知、日程調整
- ・ 調査試料のサンプリング
- ・ 調査結果の公表・情報伝達

(2) 市町村・J A等集荷業者

- ・ 調査地点の農家との調整
- ・ 調査結果（自粛解除等）の広報・周知

5 調査の結果

(1) 公表

調査は、現地の収穫に合わせて随時実施することとし、結果が判明した時点で速やかに県ホームページで公表するとともに、市町村・J A等集荷業者へ情報提供して農家への周知を図る。

(2) 出荷・販売

市町村内の調査地点での検査結果が暫定規制値以下となった場合、その市町村内の米の出荷・販売の自粛を解除する。